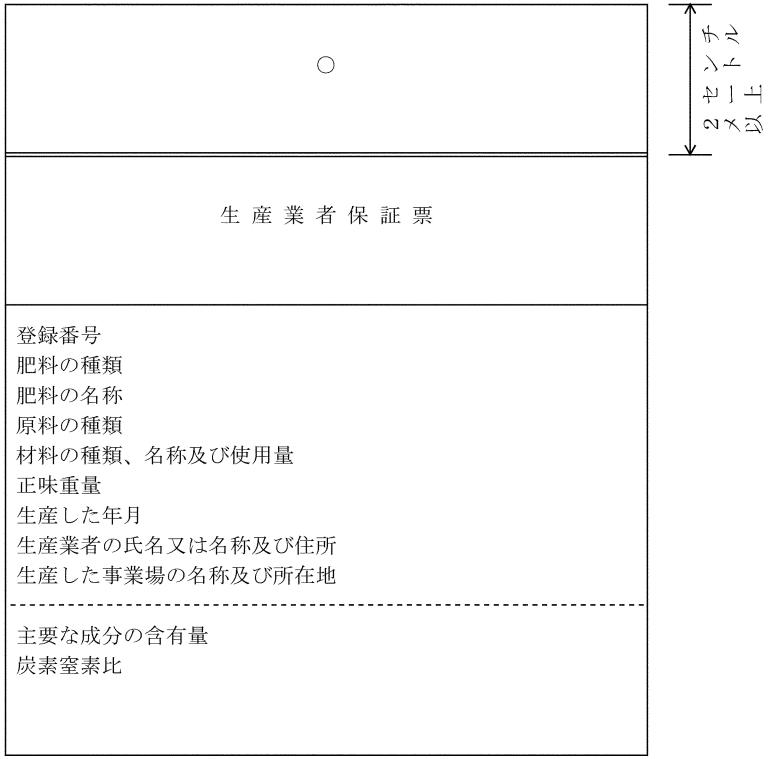
（ロ）法第４条第１項第３号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合

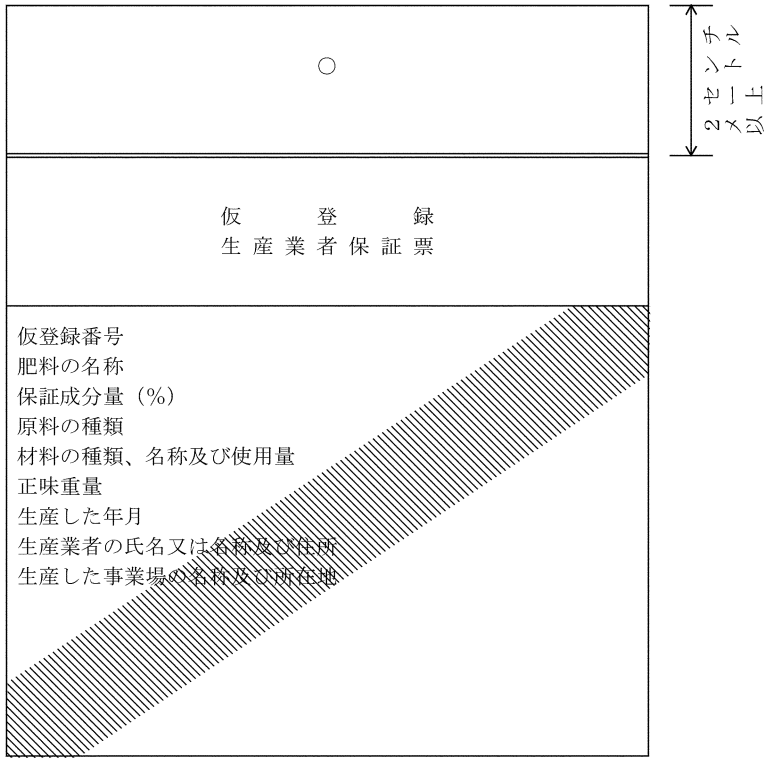



備考

１　（イ）の備考第１号から第６号まで及び第８号から第10号までの規定は、法第４条第１項第３号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合における生産業者保証票について準用する。

２　主要な成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

（ハ）仮登録肥料（法第33条の２第１項の規定による仮登録を受けたものを除く。）の場合




備考

１　仮登録の文字及び斜線の部分は、赤色とし、その幅は、おおむね1.7センチメートルとすること。

２　（イ）の備考第１号から第６号まで及び第８号から第10号までの規定は、仮登録生産業者保証票について準用する。この場合において、（イ）の備考第８号中及び第９号「「登録番号」」とあるのは「「仮登録番号」」と読み替えるものとする。